

京都市教育委員会告示第12号

京都市文化財保護条例第41条第1項及び京都市文化財保護条例施行規則第13条第1項の規定に基づき、次の表に掲げる文化財を京都市登録無形文化財に登録したので、同規則第13条第6項の規定により告示します。

令和2年3月31日

京都市教育委員会

京都市登録無形民俗文化財

種別	名称	保存団体	保存団体の所在地
風俗慣習等	栗田神社の剣鉾行事	栗田神社剣鉾奉賛会	京都市東山区栗田口鍛冶町 1 栗田神社内
風俗慣習等	吉田木瓜大明神の剣鉾差し	吉田剣鉾保存会	京都市左京区吉田本町2-4 番地1 太元講社内

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)